

内閣府特命担当大臣（防災、規制改革、消費者及び食品安全） 河野 太郎 殿
消費者庁長官 坂東 久美子 殿
内閣府消費者委員会 委員長 河上 正二 殿
消費者庁 消費者制度課 御中

平成28年2月16日
経 営 法 友 会

「消費者契約法専門調査会 報告書」に対する意見

内閣府消費者契約法専門調査会（以下「本専門調査会」という）が平成27年12月に取りまとめた「消費者契約法専門調査会 報告書」（以下「本報告書」という）に対し、以下の通り意見を表明する。

はじめに

本専門調査会は、経済界に重大な影響を与える内容を審議するにもかかわらず、事業者の委員が14名中3名と極めて少ない中で議論されてきた。事業者ヒアリングすらないまま中間取りまとめが行われ、その後行われた事業者ヒアリングも十分な時間が確保されたとは言えず、事業者から述べられた数々の懸念も本報告書に十分反映されていない。本専門調査会の委員からは事業者の懸念に対して、具体的な内容がないといった意見も述べられているが、本報告書自体、具体的な要件が明示されておらず、抽象的な規律のみであるから、事業者から具体的な事例をもって反対意見を述べることは困難である。

本報告書では、概括すると

- 1 速やかに消費者契約法（以下「法」という）改正を行うべきとされた事項
- 2 逐条解説の記載を変更する事項
- 3 今後更なる改正を検討する事項

に分けた記載がされている。以下、特に懸念が大きいものについて簡潔に意見を述べる。

1 速やかに法改正を行うべきとされた事項

(1) 取消権の範囲の拡大

取消しには、損害賠償請求と異なり、過失相殺に関する規定は適用されないため、関係当事者の落ち度に応じた割合的な解決ができず、オール・オア・ナッシングの紛争解決になってしまう。そのため、取消しという強力な効果は、それが紛争解決に真に必要な場合に例外的に認められるべきである。

本報告書の提案では、「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事

項」に不実告知があった場合に取消しを認めることが提案されているが、条文上、取消しを認めて契約を白紙にしなければならない（換言すれば修補や損害賠償では足りない）場面に限定されることが必須である。

① 「重要事項」（法第4条第4項）

客観的に、一般的な消費者にとって、当該不実告知がなければ当該消費者契約を締結しなかったであろう状況下において、当該不実告知が行われた結果、当該消費者契約を「結ばなければならない」と誤認するに至る場合を「重要事項」に追加する提案であると理解している。法制化する場合には、個別の消費者の動機を指すものではないことを明らかにすべきである。

② 「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」

家族が多い、集まりがある、買いだめしたい、いわゆる爆買いなど、様々な場合にまとめ買いをする事例はあり、数量が多いことが公序良俗や不法行為等にあたる行為の典型とは言い難い。法制化する場合には、合理的な判断をすることができない「事情を利用し」た場合に限定されることが必須である。また、個別の消費者に「合理的な判断をすることができない事情」がないことを、事業者はどのように合理的に判断するのか。事業者がこれを確認する義務を負うことは、事業者に過度の負担を課すだけでなく、個々の消費者のプライバシーへの過度の関与を強いることになりかねない。さらに議論を重ねる必要があると考える。

(2) 取消権の効果

新民法第121条の2第1項が国会提出法案通りに改正されることを前提に、「給付を受けた当時」意思表示を取り消すことができることを知らなかったときは、消費者の返還義務を現存利益に限定する規定を設けることとされている。この点については、中間取りまとめ後の集中的な意見受付及び事業者ヒアリングにおいて、取消権があることを知った上で費消し、その後取消権を行使した消費者の「使用得」「費消得」「受け得」の問題が指摘されていた。しかしながら、本報告書ではこの点について明確な回答はない。もし本報告書の提案が、例えば、ある化粧品について販売員から勧誘を受けた際に特定の美容成分が入っていると告げられ購入したが、実際にはその成分が入っていなかったことが判明したという事案において、販売事業者がその旨を公表し、当該消費者が事実を知った後も、気に入って使い続けた後に取消し意思表示をした場合に、事業者は代金全額を返還しなければならないにもかかわらず、消費者は、現存利益がないため何も返還しなくてよいとするものであるならば、「使用得」の問題は解消されていない。かかる結論は、利得に法律上の原因がないことを認識した後の目的物の費消は、返還義務の範囲を現存利益に減少させる理由とはならないと解されていること（最判平成3年11月19日）とも整合せず、不当に消費者を利することになる。また、事業者がリコールを実施し、表示に適合していなかった部分の補修を申し出ている場合などに、敢えて使用済みの商品を返品して代金の

返還を求めることは国民経済の健全な発展の観点から必ずしも適切でない。消費者にとって何らかの価値があった場合に、不当表示等を知りながら消費を続け、その後代金全額の返還を求めるといったモラルに反する行為を助長しないような要件設定が必須であり、上記の判例法理も併せて明文化し、取消権があることを知った後も使用した場合は、使用分の価値相当額の返還を要する旨を明らかにすべきである。更に十分な議論を尽くすべきである。

(3) 不当条項規制

① 債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項

本調査会では、消費者の解除権を予め「放棄」させる条項と、「制限」する条項が分けて議論され、「放棄」については、どのような事情があっても一切解約をできないこととするものが想定されていた。一定の場合に解除・解約を制限する条項が「一部放棄」として無効とならないよう、「放棄」は一切解除・解約ができないこととするものに限られることを明確化すべきである。

また、文言上「セール品につきキャンセルできません。」という一般的に使用されている文言等は、任意解除について記載しているものであり、本規定により不当条項に該当するというものではないことを明らかにすべきである。

② 法第10条前段の例示としての、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項の追加

形式的には、法第10条後段の要件を充たした場合に当該条項は無効となるとしても、事実上、例示された条項が直ちに無効になるとの推定が働くことが強く懸念される。当初無料の会員登録を行い、一定期間内に脱退手続を取らなければ利用料が発生するような一般的な規約も無効と捉えられるならば、企業活動に大きな影響を及ぼすため、かかる例示は設けるべきでない。

2 逐条解説の記載を変更する事項

解釈の変更や明確化が必要なのであれば、本来立法により行うべきである。そもそも条文の改正という前提で議論されていた論点について、国会への審議・法制化という過程を経ず逐条解説への記載により解釈を変更するということによって、実質的な改正に近い効果を得るのだとすれば、それは国会軽視であると言わざるを得ない。特に、逐条解説はパブリックコメント手続を取ることなく記載の変更が可能であり、民意を反映することなく、解釈が変更され、裁判実務上にも大きな影響が生じることを当研究会は強く危惧する。現在の逐条解説の記載に則って対応をとっている事業者も多く、もし従来の解釈を大きく変えるようになるのであれば、産業界の委員の意見を取り入れられる審議体に諮るべきである。また、裁判例を紹介するにあたっては、持って行きたい結論ありきで、その意

義をゆがめることがあってはならないし、一例をもってあたかも立法事実であるかのごとく取り上げてはならない。例えば、既存の逐条解説と同じ見解を取った裁判例も紹介するなど公正な書き方を行うことが必須である。

3 今後更なる改正を検討する事項

法改正が検討されている項目については、本報告書を含め過去に3度に亘り消費者委員会で提言・報告が行われ、消費者庁からも過去2度に亘り運用状況の調査結果報告書が出されている。これら度重なる詳細な検討にもかかわらず立法化に至っていないものについて、なお、再検討が必要な理由は述べられていない。また、本報告書において事例の収集・分析を行った上で引き続き検討することとされた項目や、改正された景品表示法、特定商取引法や新民法の運用状況を見た上で議論の必要性を判断すべき項目もある中、拙速に「本専門調査会において審議」を再開し、次々改正を目指すことには反対である。

仮に更なる改正案を今後審議するとしても、「はじめに」で述べたような事情に鑑み、①法改正の与える影響は業界によっても異なるため、関連する複数の業界から委員を選出するとともに、その他の事業者の意見を取り入れる機会を必ず設けること、②立法が必要な事案を精査し、それに対する最も合理的な対策について、立法に限定せずに検討すること、③法案については、適用すべき事例、適用外とすべき事例を明確にし、そのターゲットを正確に捉えるべく、具体的な案文について審議すること、の3つを提言したい。氷山の一角に過ぎない紛争事例だけを立法事実として取り上げるのではなく、一般的な消費者取引の実態を踏まえた上で議論する必要がある。また、議論にあたっては、とにかく法改正ありきの議論ではなく、消費者相談の対応体制や消費者教育のあり方も含めた総合的な視点から、健全な取引社会を維持するための方法を検討すべきである。消費者委員会の報告書が具体的な法案として提出されるのであれば、それが経済や事業実務に与える影響がどうであるかを審議し、それを勘案した上で報告書を作成するのは、委員会自身の責務であり、そのことが結果的には健全な消費生活の発展に資すると考えるものである。

以 上